

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

コーポレートガバナンスは、企業経営の健全性と効率性を高めるための意思決定の仕組み・会社運営の規律であり、その充実・強化は、当社グループのステークホルダーの権利、利益の尊重と中長期的な企業価値の向上に資するものであり、当社グループの経営理念の実現を目指し、持続的な成長・発展を図るために取り組むべき最優先の経営課題の一つであると考えております。

当社は、当社グループの経営理念の実現に向け、コーポレートガバナンスの実効性、透明性を高めるとともに、当社グループに最適なコーポレートガバナンスの仕組み、運営のあり方を永続的に追求していく方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、2015年6月1日公表のコーポレートガバナンス・コードの各原則について全てを実施しています。

なお、2018年6月1日公表の改訂コーポレートガバナンス・コードの内容を踏まえた報告書については、2018年12月末までに提出致します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】(政策保有株式)

1. 政策保有株式に関する方針

当社は、取引先と良好な関係を築きあげ、事業を円滑に推進するため、政策保有株式として、取引先の株式を保有することがあります。

政策保有株式につきましては、受注機会の拡大、経営資源の安定調達、技術・商品開発の促進等での取引関係の強化により得られるリターンと投資額の妥当性及び保有に伴うリスク等を総合的に勘案して、当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、取得や継続保有の可否を判断しております。

2. 政策保有株式に係る議決権行使の基準

政策保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容が株主価値を大きく毀損する懸念がある場合、あるいはコーポレートガバナンスに支障を及ぼす懸念がある場合を除いては、会社提案に肯定的な判断をいたします。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社と関連当事者との取引については、当社及び当社の株主共同の利益を害するおそれがあり、取締役会は、法令及び会計基準を踏まえ、適切な手続を定め、これを監視することとしております。

会社と取締役との利益相反取引については、監査等委員会及び取締役会の事前の承認を得たうえ、事後に重要な事実を取締役に報告することとしております。

執行役員との利益相反取引については、取締役との利益相反取引の手続に準じます。その他の関連当事者との取引(子会社との通例的な取引を除きます)については、一定の金額以上の取引については、事前に取り締役会の承認を得るものとし、一定の金額未満の取引については、社内の決裁手続を経ることとしております。

なお、「関連当事者の開示に関する会計基準」および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき、当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、取締役会に報告することとしております。

【原則3-1.()】(会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画)

当社グループの経営理念、経営方針及び行動規範については、当社ホームページに掲載し、開示しています。

当社グループの中期経営計画(2018 - 2020 年度)及び資本政策に関する基本方針については、当社ホームページに掲載し、開示しています。

(<http://www.fudotetra.co.jp/ir/ir-governance.html>)

【原則3-1.()】(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

本報告書の1の「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

2. コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社グループの経営理念の実現に向け、次の基本方針に基づき、コーポレートガバナンスの運営を行います。

(1) 株主の権利及び平等性が確保されるよう適切に対応します。

(2) 株主、従業員、顧客、取引先、地域社会などのステークホルダーの権利・立場を尊重し、公正かつ適正に事業活動を実践します。

(3) 法令等に基づく開示を適切に行うとともに、ステークホルダーにとって有用な任意の情報の開示・提供にも積極的に取り組みます。

(4) 株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社グループの健全性及び収益性、効率性の向上に向け、取締役会、監査等委員会がそれぞれの役割・責務を適切に果たします。

(5) 株主との建設的な対話を促進します。

【原則3-1.()】(取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続)

当社の取締役の報酬については、取締役会において、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して、次の通り決定の方針等を定めております。

1. 監査等委員でない取締役の報酬

(1) 報酬決定の方針

監査等委員でない取締役(経営陣幹部である取締役会長、取締役社長及び代表取締役を含む。)の報酬は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にする観点から、a.基本報酬(固定)、b.業績連動型金銭報酬(賞与)、c.業績連動型株式報酬により構成します。

ただし、社外取締役の報酬については、職責に照らしその独立性を重視する観点から、基本報酬(固定)のみとします。

a.監査等委員でない取締役の基本報酬(固定)については、その役位、職務などを勘案し、相応な金額とします。

b.監査等委員でない取締役の業績連動型金銭報酬(賞与)については、連結業績(営業利益、当期純利益)の達成度等に応じて決定します。

c.監査等委員でない取締役の業績連動型株式報酬については、株式交付信託の仕組みを用い、連結業績(当期純利益、ROE)の達成度に応じて付与する株式交付ポイントに基づき、当社株式の交付及び金銭の支給を行います。

なお、b.業績連動型の金銭報酬(賞与)及びc.業績連動型株式報酬については、会社業績と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役の貢献意欲を高めるため、報酬全体に占める割合を適切に設定します。

上記の方針を踏まえ、現状においては、a.基本報酬(固定)及びb.業績連動型金銭報酬(賞与)、c.業績連動型株式報酬の基本額(業績連動型報酬については業績目標100%達成時の基準額をいう)の報酬全体に占める割合を概ねa.70%、b.20%、c.10%と設定しております。また、b.業績連動型金銭報酬(賞与)及びc.業績連動型株式報酬の業績に連動する報酬の変動幅を基本額又は基本ポイントに対し0~200%としております。

(2)報酬決定の手続

監査等委員でない取締役の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、独立社外取締役全員と取締役社長で組織する指名・報酬諮問委員会(委員長は独立社外取締役)において、審議の上、その答申に基づき、取締役会において具体的に決定します。

監査等委員でない取締役の基本報酬(固定)及び業績連動型金銭報酬(賞与)については、株主総会で承認を受けた監査等委員でない取締役の報酬等の総額の範囲内とし、また業績連動型株式報酬については、株主総会で承認を受けた報酬等の額及び内容の範囲内とします。

2.監査等委員である取締役の報酬

(1)報酬決定の方針

監査等委員である取締役の報酬は、職責に照らしその独立性を重視する観点から、常勤・非常勤の区分に応じた基本報酬(固定)のみとします。

(2)報酬決定の手続

監査等委員である取締役の報酬の決定にあたっては、株主総会で決議された監査等委員である取締役の報酬等の総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、具体的な金額を決定します。

[原則3-1.()](取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続)

当社は、取締役会において、取締役候補者の指名と経営陣幹部の選任を行うに当たっての方針と手続を次の通り定めております。

当社の取締役会の構成、規模の考え方を踏まえ、経営理念を実現するため、経営の基本方針等を決定し、取締役及び執行役員の職務執行を監督するという取締役会の役割、責務に照らし、この職務を果たすことができる人物を取締役候補者として指名します。

取締役候補者は、その理由を明らかにしたうえ、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して、取締役会の決議により指名します。

監査等委員である取締役については、上記の方針、手続に加え、取締役の職務執行を監督、監査するという監査等委員会の役割、責務に照らし、この職務を適切に遂行できる人物を監査等委員である取締役候補者として指名します。また、少なくとも財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上指名します。

また、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得ます。

当社の経営陣幹部である会長、社長及び代表取締役の選任にあたっては、上記の取締役候補者の指名の方針、手続に準じて、選任します。

[原則3-1.()](取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明)

定時株主総会の取締役の選任議案(招集通知株主総会参考書類)において、全ての取締役候補者の個々の指名の理由を記載し、当社ホームページに掲載して開示しております。

また、当社の経営陣幹部の個々の選任の理由については、当社ホームページに掲載して開示しております。

(<http://www.fudotetra.co.jp/ir/governance.html>)

[補充原則4-1-](経営陣に対する委任の範囲)

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役会の意思決定の迅速化と審議の充実を図るため、定款の定めにより、重要な業務執行の一部(法令で委任が禁止されている事項を除く)の決定を取締役社長に委任しております。

取締役会の決議事項及び委任の具体的な範囲、基準について、別に「取締役会決議・報告基準に関する細則」によりその詳細を定めています。

これら定款の定めにより取締役会が取締役社長に委任した事項を含め、取締役会の決議事項以外の重要な事項については、取締役社長の業務執行を補佐する審議機関である経営会議の審議を経て実施しています。

[原則4-9](独立社外取締役の独立性判断基準)

当社は、社外取締役に期待される役割、職責に鑑み、その独立性を実質的に担保するため、取締役会の決定により、その独立性の判断の基準を定めております。

取締役会は、この基準に抵触する者は独立性がないと判断することとしております。

なお、当社が定める社外取締役の独立性判断基準は、本報告書の「その他独立役員に関する事項」に記載の通りです。

[補充原則4-11-](取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

取締役会は、その職責に鑑み、様々な経験、専門性を有する多様な人材で構成され、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスが最適となるよう人選する考えです。

当社の取締役会の規模については、現行定款は15名以内(監査等委員でない取締役9名以内、監査等委員である取締役6名以内)と定めておりますが、現行の機関設計、会社規模等を踏まえ、取締役会がその多様性、継続性を確保しつつ、その役割、責務を効果的に果たす観点から適切な員数とします。

当社の現行の取締役員数は10名(うち独立社外取締役3名)となっております。

[補充原則4-11-](兼任状況)

当社の取締役の他の上場会社の兼任状況は、事業報告の社外役員の状況(重要な兼職状況)及び有価証券報告書の役員の状況(略歴)に記載しています。

(<http://www.fudotetra.co.jp/ir/governance.html>)

なお、当社は、取締役の他の上場会社の役員の兼任は、原則として当社以外に2社までとしております。

[補充原則4-11-](取締役会全体の実効性について分析・評価とその結果の概要)

取締役会全体の実効性を点検し、その機能の改善、向上を図るため、取締役会は、年1回、各取締役による自己評価、取締役会としての活動記

録(議題、所要時間、発言回数)などを踏まえ、その全体の実効性に関する分析・評価を行い、その結果の概要を開示しております。
「取締役会実効性評価」の結果の概要は、当社ホームページに掲載して開示しております。
(<http://www.fudotetra.co.jp/ir/ir-governance.html>)

【補充原則4-14- 】(取締役に対するトレーニングの方針)

社外取締役を含めた取締役は、その職責を十分に果たすため、必要な知識、スキルの修得、更新などの自己研鑽に努め、会社は、そのための研修の機会、必要な情報の提供、斡旋を行い、これらに係る費用を負担するなどして、取締役に関するトレーニングを実施し、またはこれを支援します。

具体的には、取締役のトレーニングに関し、就任時及び就任後において、取締役、監査等委員の役割、責任、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理、財務・会計その他重要な経営課題等について、社内研修の機会を設け、または外部研修等を斡旋するなどの取組みを行います。

特に新任の社外取締役に対しては、当社の事業・組織、経営理念、方針・計画、業績・財務の状況、当社の事業環境、経営課題などについて、研修の機会を設け、または必要に応じ工事現場、その他の施設の視察の機会を設けます。

なお、毎年、取締役会において、会社の取締役に対するトレーニングの取組み状況等を報告することにしております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針)

株主との建設的な対話は、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するものであり、以下の体制、方針により、その促進に努めてまいります。

(1) 取組みの体制

株主との対話、IRについては、担当取締役が全体を統括します。これらの対応にあたり、CSR推進部、総務人事部(総務、法務担当)、財務部(企画、経理、資金担当)及び経営企画部が連携、協力して活動を進めます。

(2) 取組みの方針

当社は、株主総会を株主との重要な対話の機会と捉えており、取締役社長による事業報告および説明、質疑応答などを通じて、株主との建設的な対話の促進を図っています。

ホームページ上にIRサイトを設け、情報発信の充実を図り、財務情報にとどまらず、自社の経営理念、経営方針、資本政策、配当政策、コーポレートガバナンスなど経営全般に関する情報や環境・社会活動に関する情報など非財務情報の提供に努めます。

株主・投資家の要望に応じて、IRミーティングの開催に努めます。

株主・投資家から寄せられた意見、要望等については、取締役会に報告し、経営にフィードバックするよう努めます。

株主との対話において、インサイダー情報(未公表の重要事実)を伝達することはいたしません。決算情報(四半期決算情報を含む)の漏えいを防ぎ、かつ情報開示の公平性を確保する観点から、決算期末日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,944,700	3.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,772,300	2.62
新日鐵住金株式会社	4,062,520	2.23
日鉄鉱業株式会社	3,409,000	1.87
GOVERNMENT OF NORWAY	3,301,094	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,239,600	1.77
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	2,979,000	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,659,800	1.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	2,471,900	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	2,403,900	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明
――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
永田 靖一	学者											
寺澤 進	公認会計士											
黒田 清行	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永田 靖一	○	○	該当事項なし	企業の役員を歴任されたことによる、企業経営についての豊富な経験と大学教授として高い知見を有することなどを総合的に勘案し、社外取締役(監査等委員)に選任しております。 現在および過去の経歴等に照らし、取引所の定める独立性の基準への抵触や「会社との関係」の各項目への該当はなく、独立性が高いと判断し独立役員に指定しています。

寺澤 進	○	○	該当事項なし	公認会計士として専門的な知見および豊富な実務経験を有することなどを総合的に勘案し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。 現在および過去の経歴等に照らし、取引所の定める独立性の基準への抵触や「会社との関係」の各項目への該当はなく、独立性が高いと判断し独立役員に指定しています。
黒田 清行	○	○	該当事項なし	弁護士としての専門的な知見及び豊富な実務経験並びに他の上場会社での社外取締役としての企業経営への関与の経験などを総合的に勘案し、社外取締役（監査等委員）に選任しております。 現在および過去の経歴等に照らし、取引所の定める独立性の基準への抵触や「会社との関係」の各項目への該当はなく、独立性が高いと判断し独立役員に指定しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり
--	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会を補助すべき使用人として、総務部門及び内部監査部門の社員を指定しております。監査等委員会に常勤監査等委員を設置していることもあり、監査等委員会を補助すべき監査等委員でない取締役は特に定めておりません。

これら監査等委員会の補助者の独立性を確保するため、監査等委員は、その職務の補助に関し、補助者へ直接指揮命令することができ、補助者は、これに従い誠実に職務を遂行し、適宜、監査等委員に対し指示事項の進捗を報告しております。また、補助者の人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得て行い、人事考課についても、監査等委員会は意見を述べるができることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

・監査等委員会と会計監査人の連携状況

監査等委員会は、会計監査人による会計監査に随時立会い、また会計監査人による会計監査の計画、報告、レビュー結果について会計監査人より報告を受けるとともに、相互に監査計画、監査実施状況、監査の結果等について意見、情報を交換し、相互の連携を図っております。

・監査等委員会と内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査を実施する内部監査部門を社長直轄の組織として設置しており、定期的に会社業務の全般を監査し、業務の適正性をチェックしております。内部監査部門は、監査等委員会に事務局として出席し、定期的に内部監査の結果を報告するとともに、常勤監査等委員と毎月1回の定期的な打ち合わせを開催するなどして、相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の捗状況等について、情報や意見を交換しております。また、その内容については取締役社長へ報告しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
------------------	------------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明 **更新**

取締役候補者の指名、経営陣幹部の選任及び監査等委員でない取締役、経営陣幹部の報酬等について、取締役会が諮問する任意の委員会として指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、独立性のある社外取締役の全員と取締役社長で組織し、委員長（議長）は、社外取締役の中から互選で選任しております。

経営陣幹部を含む役員の選任・報酬については、コーポレートガバナンス上の重要な意思決定であり、取締役会がこの指名・報酬諮問委員会の答申に基づき決定することにより、その透明性、客観性を確保する仕組みとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3名
-------------------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、証券取引所が定める基準より厳しい「社外取締役の独立性判断基準」を取締役会の決議により定めております。
当社は、この基準に抵触していない者を社外取締役候補者として指名することにしており、社外取締役の全員（3名）を独立役員に指定しております。

なお、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」は次の通りです。

- (1) 当社の親会社又は兄弟会社並びにこれらの業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員及び使用人をいい、以下、同様とする）及び非業務執行取締役、監査役、会計参与（以下、非業務執行者という。）
- (2) 当社を主要な取引先とする者（ 1）若しくはその業務執行者、非業務執行者又は当社の主要な取引先（ 2）若しくはその業務執行者、非業務執行者
 - 1「当社を主要な取引先とする者」とは、当社との取引による過去3年の平均の年間売上高が取引先の連結売上高の2%以上である者をいう。
 - 2「当社の主要な取引先」とは、以下の者をいう。
 - a. 当社との取引による過去3年の平均の年間売上高が当社の連結売上高の2%以上の取引先
 - b. 主要な借入金（当社の連結総資産の2%以上の借入金）
 - c. 主幹事証券会社
- (3) コンサルタント、会計専門家又は法律専門家（ 3）であって、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（ 4）を得ている者、又は当社と継続的な委託契約関係にある者（ただし、会計監査人については、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」を参考にその独立性を判断する。）
 - 3「コンサルタント、会計専門家又は法律専門家」が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。
 - 4「多額の金銭その他の財産」とは、過去3年の平均で年間1000万円以上のもの、又は相手先の総収入の2%以上のものをいう。
- (4) 当社の大株主（ 5）の業務執行者、非業務執行者
 - 5「大株主」とは、当社株式の保有が上位10位以内の株主をいう。
- (5) 当社からの多額の寄付先（ 6）及びその業務執行者、非業務執行者
 - 6「多額の寄付先」とは、過去3年の平均で年間1000万円以上又は相手先の総収入の2%以上の寄付をした相手先をいう。
- (6) 当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者、非業務執行者
- (7) 過去10年間に於いて（1）から前（5）までに該当していた者
- (8) 過去、当社及び当社の子会社の業務執行者、非業務執行者であった者
- (9)（1）から前（8）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（配偶者、二親等内の親族）

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績連動型金銭報酬（賞与）及び業績連動型株式報酬を導入しております。
その内容は、本報告書のI-1【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1.（ ）】（取締役会が経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き）に記載しておりますのでご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2018年3月期
 監査等委員でない取締役の報酬159百万円(うち、社外取締役の報酬 0 円)
 監査等委員でない取締役の報酬42百万円(うち、社外取締役の報酬25百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

業績連動型金銭報酬(賞与)、業績連動型株式報酬を導入しております。
 その内容は、本報告書のI-1【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3-1.()】(取締役会が経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き)に記載しておりますのでご参照ください。
 なお、監査等委員でない取締役の報酬等の総額については、平成28年6月23日開催の株主総会において、年額250百万円の範囲内と決議しております。また、監査等委員である取締役の報酬等の総額については、平成28年6月23日開催の株主総会において、年額80百万円の範囲内と決議しております。監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の業績連動型株式報酬については、平成28年6月23日開催の株主総会において、その報酬等の額、内容等について決議しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の決議・報告・審議の資料については、原則として、招集通知とともに会日の3日前までには配布し、社外取締役に対しては、その事前説明を行っております。社外取締役からの事前質問、資料交付の求めがあった場合は、これに適切に対応することとしております。
 社外取締役(監査等委員)の職務を補助するため、総務部門及び内部監査部門の社員がこれにあたることとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	一名
--------------------------	----

その他の事項	更新
--------	----

当社は、相談役、顧問の制度を設けておりますが、現在、代表取締役社長等を退任した者が相談役、顧問に就任しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会、監査等委員会及び会計監査人の各会社機関によって構成されております。
 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき経営上の重要事項を決定し、または監査等委員でない取締役から業務執行状況の報告を受け、各取締役の職務の執行を監督しております。
 取締役会においては、重要な業務執行の決定の一部を取締役社長(経営会議)に委任するとともに、決議・報告事項とは別に「審議事項」を設け、会社の方向性や中長期的な方針など経営上の重要な課題等について、審議の充実を図るよう努めております。
 各取締役は、法令、定款に適合するよう、取締役会の決議に基づき職務を適正に執行するとともに、他の取締役による職務執行の法令、定款への適合性及び妥当性に関し、相互に監視を行っております。
 経営に関する重要な事項は、取締役会に付議するとともに、取締役会から委任を受けた事項を含め、それ以外の重要事項については、経営会議(原則として毎月1回開催)の審議を経て執行しております。
 業務執行については、業務執行体制の強化と効率化を図るため、取締役会の下に執行役員を置き、各執行役員の役位、担当業務を定め、業務の執行にあたらせております。また、取締役社長と全執行役員を構成員とする執行役員会において、経営に関する重要な決定事項及び業務執行に関する状況を報告しております。
 委員会として、社外取締役全員と取締役社長で構成する指名・報酬諮問委員会(役員の選任・報酬に関する諮問機関)、全ての常勤の取締役を含むメンバーで構成するリスク管理委員会(内部統制、リスク管理およびコンプライアンスに関する諮問機関)及び全ての常勤の取締役を含むメンバーで構成する投融資委員会(資本政策、投融資に関する諮問機関)を設けております。
 当社グループの役員、社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他監査等委員会と協議して定める事項について、監査等委員または監査等委員会に報告しております。また、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、監査等委員に対し必要な事項につき報告を行うとともに、取締役会、経営会議、執行役員会、リスク管理委員会など重要な会議において、内部統制システムの整備・運用状況を含め、重要な経営事項について監査等委員会と情報を共有しております。
 取締役社長は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換会を開催する等、事業計画、業績などを含む広範な経営課題について監査等委員である取締役との情報や意見の交換に努め、取締役は、監査等委員会が作成した監査方針、監査計画に従い監査等委員会の職務が適切に行われるよう、体制の整備に留意しております。

なお、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)については、監査等委員の申請に基づき予算を設けるとともに、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員の職務に必要であると認められる費用を負担することとしております。

監査等委員会は、原則として、毎月1回開催し、監査等委員会として必要な事項について決議、同意、協議しております。

監査等委員に対しては、重要な会議への出席、その資料・議事録の配布や会議の資料、議事録、決裁文書、内部統制関連文書など会社の重要文書の全てを閲覧できる文書管理システムなどにより、継続的に経営・業務に関する情報の提供を行う環境を整えております。

会計監査人につきましては、有限責任 あずさ監査法人との間に会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、会計情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。監査業務の執行は、公認会計士 原田 清朗氏(継続監査年数2年)及び橋本 裕昭 氏(継続監査年数5年)により行われており、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士2名、その他(公認会計士試験合格者、システム監査担当者等)11名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の事業特性、経営規模などを考慮し、当社と関係のある全てのステークホルダーへの信頼を高め、経営の健全性を確保しつつその効率性、透明性の向上を図る観点から、現状の監査等委員会設置会社の機関設計及び体制を採用しております。

当社においては、独立性のある社外取締役3名を選任し、取締役に対する監督機能を強化するとともに、経営、その他の専門的かつ豊富な知識、経験を活かし、客観的・独立的な立場から経営に対する適切な助言、意見が得られることなどにより、取締役会全体の実効性を高める体制としております。特にコーポレートガバナンスの重要事項である取締役及び経営陣幹部の選任、報酬等(監査等委員である取締役の報酬等を除く)については、社外取締役が過半数を占め、社外取締役が委員長(議長)を務める指名・報酬諮問委員会が取締役会に付議する指名、報酬議案の答申を行い、これに基づき取締役会が決定することにより、コーポレートガバナンスの一層の透明性と実効性の向上を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より6営業日前に発送を行いました。 なお、招集通知の発送に先立ち、株式会社東京証券取引所のTDnetおよび当社ウェブサイトにて早期掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる「第一集中日」を回避した会日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	「電磁的方法による議決権行使」を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	機関投資家向けの「議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会参考書類を英文で提供しております。
その他	議決権行使の結果につき、賛否を含めて、当社ホームページに公表しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「適時開示に関する基本方針(ディスクロージャーポリシー)」を定め、当社ホームページに掲載し開示しております。 (http://www.fudotetra.co.jp/ir/ir-governance.html)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当事業年度より、第4四半期決算発表後において、アナリスト・機関投資家を対象とした説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書等の財務情報、適時開示情報、招集通知等の株主総会関連情報、コーポレートガバナンス情報その他IRカレンダー等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 CSR推進部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重するための行動規範を制定し、当社グループに適用しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「ESGを基本としたCSR経営により、ステークホルダーからより信頼される会社づくりを目指す」ことを会社の基本方針としております。 具体的には、環境方針を定め、気候変動の緩和と適用 循環型社会の実現 自然共生社会の実現を目指し、諸活動を推進するとともに、その実施状況を含め、積極的に情報開示するためにCSRレポートを毎年作成し、当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主との建設的な対話は、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資するものであり、「株主との建設的な対話に関する方針等」を定め、その促進を図っております。

その他

男女を問わず、ワーク・ライフ・バランスを実現する柔軟な働き方が可能になる労働環境を整備し、従業員個々人が仕事のやりがい、生きがいを実感できる、多様な働き方を推進しております。

長時間労働の改善と休日・休暇の取得促進について、具体的な目標、方針を定め、「働き方改革」の取組みを推進しております。

女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、総合職採用における女性の比率を10%以上、管理職および指導者層の女性の人数を現行(H27年度末)の1.5倍以上とするという目標を掲げ取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営の効率性と健全性を確保しつつ、経営理念に沿って事業活動を展開することにより、継続的な企業価値の向上と当社グループの発展を目指しております。

これらを実現するために、当社グループの内部統制システムの整備、運用、評価およびその継続的な改善を計画的、効率的に推進し、法令遵守の徹底と業務の有効性・効率性及び財務報告の信頼性の確保を図っております。

2. 整備状況

(1) コンプライアンス体制

・ 当社グループの経営理念、経営方針を当社グループの役員、社員が共有し、すべての業務運営の基準にするとともに、当社グループの行動規範を遵守することにより、コンプライアンスの徹底を図っております。

・ コンプライアンス規程に基づき、部門長及びグループ会社社長をその主管する部門、会社のコンプライアンス推進責任者に任命し、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を中心に、継続的に当社グループのコンプライアンスに関する体制の整備、拡充を図っております。

・ 各部門、部署の責任者は、業務が法令、社内規程に基づき適正に行われているかを常に自律的に監督し、法令違反行為の未然防止に努めており、内部監査部門は、業務監査等により当社グループの法令違反等の重大な事項を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査等委員会に報告することとしております。

・ 当社グループの役員、社員を対象とした、企業倫理ヘルプラインを設置し、法令遵守と企業倫理に関する通報、相談を受け、必要な措置を講ずる体制を整えており、内部通報の状況等については、リスク委員会及び監査等委員会に適宜報告を行うこととしております。

なお、企業倫理ヘルプラインについては、当社グループの役員、社員が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないよう規定し、運用しております。

・ 継続的に、関係法令の遵守を目的とした研修会を実施し、コンプライアンスマニュアルを作成、配布するなど教育、啓蒙体制を拡充し、コンプライアンス体制の強化を図っております。

(2) リスク管理体制

・ リスク管理規程に基づき、部門長及びグループ会社社長をその主管する部門、会社のリスク管理推進責任者に任命し、主管する事項のリスクマネジメントを自律的に展開するとともに、リスク管理委員会がグループ全体を統括管理しております。

・ リスクマネジメントに関する重要事項については取締役会に報告しております。

・ 危機管理規程に基づき、危機発生時における緊急対応等、危機管理に関する体制の整備、運用を図っている。なお、重大災害等の経営、事業に重大な影響を与える事象が発生した場合は、緊急時の対応を定めた各種マニュアル等に基づき、当社グループとして迅速に対応が行える体制を整備しております。

(3) 情報管理体制

・ 取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁文書及び契約書その他の取締役の業務執行に関わる情報については、取締役会規程、文書管理規程及びその他の社内規程に基づき、適切に保存、管理しております。

・ 重要な会社情報については、法令、取引所規則、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則に基づき、適時かつ適切に開示しております。

・ 情報管理基本規程に基づき、情報管理に関する体制の整備、運用を図っております。

(4) 子会社の業務の適正性を確保するための体制

・ 当社グループ全体の中期経営計画、年度計画を策定し、子会社に対し、グループファイナンスの実施など必要な助言、支援を行い、子会社の事業、組織、人員、職務分掌及び職務権限等を定期的に確認するなど、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるよう管理しております。

・ 関係会社管理規程において、子会社が当社に事前に承認を受けるべき事項及び業績、決算等の報告事項を定め、当社に対する報告を義務づけております。

・ 子会社の所管部門は、子会社の業務執行に関する状況の定期的な報告を受け、子会社の経営の重要事項については、当社の取締役会もしくは経営会議においてその方針を決定し、または報告しております。

・ 子会社の取締役または監査役に当社の役員、社員を原則として1名以上派遣し、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営を適切に管理し、モニタリングしております。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

・ 財務の内部統制システムの整備・運用に関する規程、ルールを定め、これら適切に運用するとともに、財務報告に係る有効性を継続的に評価し、維持、改善を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会的勢力による反社会的行為の根絶に向け、その旨行動規範に明記するとともに、関係行政機関や特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関および顧問弁護士と連携し、情報の共有化や反社会的勢力排除条項のある各種契約約款の使用及び反社会的勢力を当社グループの取引から排除するための業務ルール(マニュアル)を定めることなどにより、反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処するとともに、反社会的勢力の活動を助長し、または運営に資することとなる取引を未然に防止できる体制を整備し、運用を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

更新

「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、いわゆる買収防衛策を含め、特に定めません。
株式の大量買付けに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかし、当社は、豊かで安全・安心な国土づくりに貢献し利益を確保するとともに、収益力の強化により企業価値の向上を図り、顧客、株主をはじめ関係各位の期待に応えることを経営の基本としており、これに照らして、当社の企業価値、株主共同の利益に反する者が当社の支配権の獲得を表明した場合には、当社としては、金融商品取引法で定められている「意見表明報告書」（公開買付に関する意見の内容、根拠及び理由）において取締役会の考え方を表明するなど、法令及び定款で認められる範囲内において、最も適切な措置を講じることとしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

1. 適時開示体制の整備

当社は、行動規範において、適時開示に関し、「適時かつ適切に会社情報を開示する」ことを定め、会社の基本方針としております。
また、併せて、リスク管理規程に基づき、適時開示に関するリスクを把握・評価し、その対応を決定するとともに、必要に応じ内部情報の管理、適時開示、インサイダー取引に関する教育研修の実施等により、周知・啓蒙を行っております。

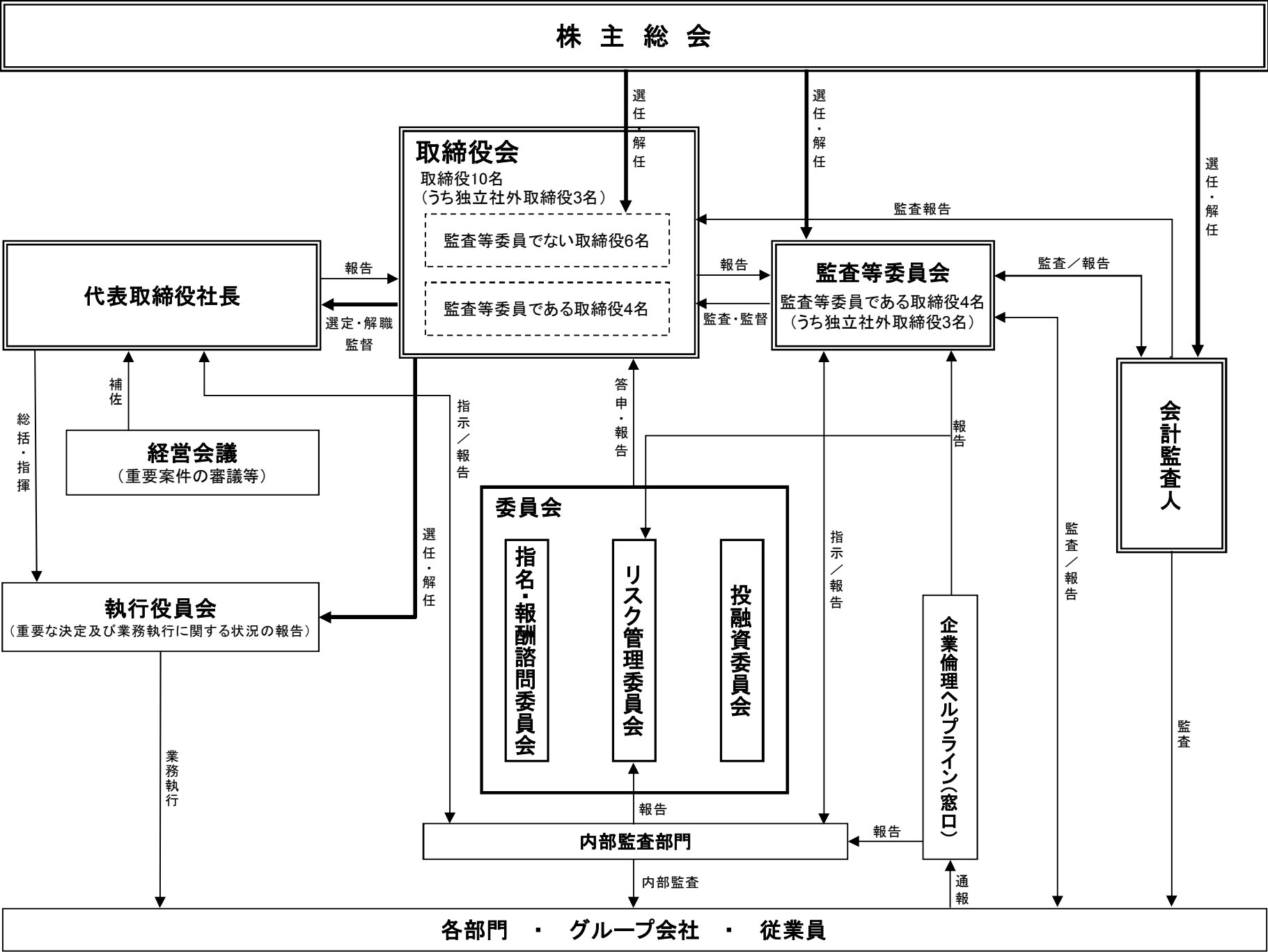
2. 適時開示を執行する体制

当社は、内部情報の管理、内部情報の公表、役職員の遵守すべき事項および役職員が行おうとする上場会社等の特定有価証券等の売買の規制について「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」を定めており、本規則に基づき、情報管理責任者およびその事務局を設置し、内部情報を利用した不正取引の未然防止を図っております。

また、適時開示規則上開示が求められている会社情報（内容、担当部署等）を各本部および子会社に周知し、適時開示すべき会社情報が発生したとき、または発生しそうなときは、速やかに情報把握担当部署、情報管理事務局および情報管理責任者に報告され、会社として早期かつ的確な情報の把握することができる体制や適時開示のための手順と役割分担等の実務上の体制を適時開示マニュアルとして定め、これを当社グループ内に周知することなどにより、会社情報を適時かつ適切に開示する体制を整えております。

なお、「決定事実・決算情報」については、所定の会議体（取締役会または経営会議）の承認後、「発生事実」については、発生後、速やかに開示することとしております。

これら、内部情報の管理および適時開示体制の整備・運用につきましては、内部監査部門が監査することとしております。



適時開示体制の概要図

